

平成29年12月15日

株主各位

三重県四日市市西新地7番8号

株式会社 三重銀行

取締役頭取 渡辺 三憲

## 臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の臨時株主総会におきまして、下記のとおり決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

### 決議事項

#### 第1号議案 株式会社第三銀行との株式移転計画承認の件

本件は、原案のとおり承認可決され、株式会社第三銀行（本店所在地 三重県松阪市京町510番地）と共同して、平成30年4月2日（月曜日）を効力発生日として、完全親会社となる「株式会社三十三フィナンシャルグループ」（本店所在地 三重県松阪市京町510番地、本社所在地 三重県四日市市西新地7番8号）を設立するための株式移転を行うことといたしました。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決され、定時株主総会の基準日制度を廃止し、現行定款第14条を削除するとともに、この変更に伴い現行定款第15条以下の条数の繰り上げを行います。

なお、本定款変更は、平成30年3月31日（土曜日）の前日までに第1号議案において承認された株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、平成30年3月31日（土曜日）にその効力を生じるものいたします。

以 上

平成30年3月期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の剰余金の配当（期末配当）につきましては、現行定款第38条第1項（本定款変更後の第37条第1項）に従い、平成30年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様または登録株式質権者様に対し、当行からお支払いする予定です。